

## 化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る 総量削減基本方針について

### 1 総量削減基本方針について

水質総量削減は、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）の水質改善を図るため、全国一律の濃度規制に加え、排出される汚濁負荷の総量を削減する制度である。

水質汚濁防止法第4条の2に基づく「総量削減基本方針」は、汚濁負荷の削減目標量及び削減の方途、目標年度等を定める水質総量削減制度の根幹を成すものであり、昭和54年以来7次にわたり策定されている。今般、平成28年9月30日付けで第8次となる総量削減基本方針を策定した。

### 2 総量削減基本方針（第8次）の概要（海域ごとの基本方針は別添1～3参照）

#### （1）目標年度

平成31年度

#### （2）削減目標量

東京湾、伊勢湾は今後も水環境の改善を進めるため、大阪湾は窒素及びりんの環境基準の達成率を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境の改善を進めるため、瀬戸内海（大阪湾を除く）は現在の水質を悪化させないために、削減目標量の達成を図る。

		削減目標量 〔平成31年度 における量〕	平成26年度 における量	第7次の 削減目標量
東京湾	COD	155	163	177
	窒素含有量	166	170	181
	りん含有量	11.7	12.3	12.1
伊勢湾	COD	133	141	146
	窒素含有量	108	110	115
	りん含有量	7.8	8.2	8.7
瀬戸内海	COD	404（85）	404（91）	472（116）
※（ ）の値 は大阪湾	窒素含有量	402（87）	390（88）	440（103）
	りん含有量	25.2（5.6）	24.6（5.8）	27.4（6.6）

#### （3）汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

生活排水処理施設の整備・高度処理化、適切な総量規制基準の設定等による陸域からの汚濁負荷量の削減対策等に加え、干潟・藻場の保全・再生・創出、底質改善対策、窪地対策、環境配慮型構造物の採用等による水域での対策により、総合的に汚濁負荷量の総量削減及び水環境の改善を図る。

### 3 今後の予定

今般策定した総量削減基本方針に基づき、関係都府県が削減目標の達成に向け、平成29年6月を目途に、総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定を行う予定。